

預金口座取引一般規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p>第4条 諸手数料</p> <p>1. 預金口座取引に関する口座／取引維持手数料など諸手数料は当行が別途定める通りとし、当行は、当行所定の方法により、預金者のいずれかの口座から引落することができるものとします。それら諸手数料について当行が改定または新設した場合も同様とします。</p> <p>2. 前項にしたがって当該諸手数料の引落ができなかった場合、当行は、任意の時期に当行所定の方法および手続きにより預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>以上、預金口座取引一般規約は、2022年11月4日より適用します。</p>	<p>第4条 諸手数料</p> <p>1. 預金口座取引に関する口座／取引維持手数料、<u>取引明細書発行手数料</u>など諸手数料は当行が別途定める通りとし、当行は、当行所定の方法により、預金者のいずれかの口座から引落することができるものとします。それら諸手数料について当行が改定または新設した場合も同様とします。</p> <p>2. 前項にしたがって当該諸手数料の引落ができなかった場合、当行は、任意の時期に当行所定の方法および手続きにより預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>以上、預金口座取引一般規約は、<u>2023年10月1日</u>より適用します。</p>

株式会社 SMBC 信託銀行

規約 01(日)2310